諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年３月２４日（令和８年（行情）諮問第４１８号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７５０号）
事件名：「個人識別のためのＤＮＡ鑑定用血液試料の差し出しについて（通達）」等の開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる４文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１２月２５日付け防官文第２９６５５号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）ないし（５）（略）

（６）他に文書がないか確認を求める。

（略）

（７）（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和７年１２月２５日付け防官文第２９６５５号により、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年３月２４日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

ア　本件開示請求は、開示請求文言に「空幕衛第２０６号」及び「当該通達業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」との記載があったことから、「個人識別のためのＤＮＡ鑑定用血液試料を用いたＤＮＡ鑑定の実施について（通達）（空幕衛２０６号。令和７年５月２６日）」及び当該通達に関連して行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めるものであると解し、本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書は、本件対象文書の外には存在しない。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、本件対象文書の特定に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認めら

れないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4　本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

１　本件請求文書

空幕衛第２０６号、及び当該通達業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

２　本件対象文書

（１）個人識別のためのＤＮＡ鑑定用血液試料の差し出しについて（通達）（空幕衛２０５号。令和７年５月２６日）

（２）個人識別のためのＤＮＡ鑑定用血液試料を用いたＤＮＡ鑑定の実施について（通達）（空幕衛２０６号。令和７年５月２６日）

（３）航空自衛隊仕様書「ＤＮＡ鑑定部外委託」（令和７年５月２２日）

（４）航空自衛隊仕様書「ＤＮＡ鑑定部外委託」（令和７年９月１７日改正）